

保 発 0218 第 7 号
令 和 7 年 2 月 18 日

(別 記) 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
〔 公 印 省 略 〕

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 11 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、本年 2 月 25 日に施行される予定である。

改正省令による改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正され、保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）の登録の事務において個人番号を利用することが可能となったことに伴い、保険医等の指定について国家資格等システムを活用した手続のデジタル化を開始するため、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号。以下「登録省令」という。）を改正し、所要の規定の整備を行うもの。

第 2 改正の内容

- 保険医等について、国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格等に係る手続のデジタル化を行う上で、登録の申請等を行う際に個人番

号を収集する必要があることから、登録省令において定めている登録に係る申請書の様式に、個人番号の記載欄を設ける。

- 現在運用で当該申請書への添付を求めている医籍、歯科医籍及び薬剤師名簿の登録番号並びに登録年月日を確認することができる書類の写しについて、登録省令において当該申請書の添付書類として位置付ける。
- その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

(1) 令和7年2月25日から施行する。

(2) 様式の改正に伴い、以下の経過措置を設ける。

ア 改正省令の施行の際現にある改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。

イ 改正省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

(別記)

地方厚生（支）局長

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 日本私立歯科大学協会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

一般社団法人 日本保険薬局協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

独立行政法人 国立病院機構本部

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

独立行政法人 地域医療機能推進機構本部

独立行政法人 労働者健康安全機構本部

財務省主計局給与共済課

文部科学省高等教育局医学教育課

文部科学省高等教育局私学行政課

総務省自治行政局公務員部福利課

総務省自治財政財政局地域企業経営企画室

警察庁長官官房給与厚生課

防衛省人事教育局

労働基準局労災管理課

労働基準局補償課